

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域医療課
処分の 名称	使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市国民健康保険鹿野診療所条例第5条
基準規定	周南市国民健康保険鹿野診療所使用料等徴収条例第2条
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域医療課
処分の 名称	手数料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市休日夜間急病診療所条例第6条
基準規定	周南市休日夜間急病診療所条例第6条 周南市休日夜間急病診療所条例施行規則第3条
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域医療課
処分の 名称	使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市休日夜間急病診療所条例第5条
基準規定	周南市休日夜間急病診療所条例第5条 周南市休日夜間急病診療所条例施行規則第2条
処分基準	上記の条例、規則の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域医療課
処分の 名称	手数料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市国民健康保険鹿野診療所条例第5条
基準規定	周南市国民健康保険鹿野診療所使用料等徴収条例第3条
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号